

芸術団体のための 税務入門セミナー

「やさしい 消費税セミナー」

演奏家や俳優などの実演家で、個人事業主として活動している方、演奏集団や劇団、ダンス・カンパニーなどの代表者を務めている方、消費税について正しい知識を持っていますか？

所得税・法人税は、それほど「儲け」がなければ課税されない場合もありますが、消費税は、ある程度の規模で活動を続けていたら、納税義務が生じます。そろそろ消費税について、正確なところを知らないといけないかも…という方、この機会に正しい知識を得ておきましょう。

このセミナーは芸術団体を対象に、制度についての概略を知るためのやさしい入門セミナーです。

日 時：2月3日(金) 19:00-20:30

講 師：前川尚美(税理士)

講
師

前川尚美(まえかわ なおみ)

税理士、前川会計事務所所長(東京税理士会芝支部所属)。TAC株式会社 税理士講座 講師。

慶応義塾大学法学部法律学科卒業後、銀行勤務・会計事務所勤務を経て税理士として東京都港区芝にて独立開業。また、資格の学校 TAC 株式会社税理士講座非常勤講師として、税理士合格を目指す人の為に税理士講座消費税法の講座を担当している。現在は、様々なセミナー・納税相談等で、広く一般的な税金の相談等の活動も行っている。

参加費：2,000円

会 場：芸能花伝舎(新宿区西新宿 6-12-30)

申込方法：裏面の申し込み方法に従って必要事項をご記入の上、
FAX または e-mail でお申込ください。

※電話でのお申込みは受付けておりません。



◇文化庁「平成23年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」

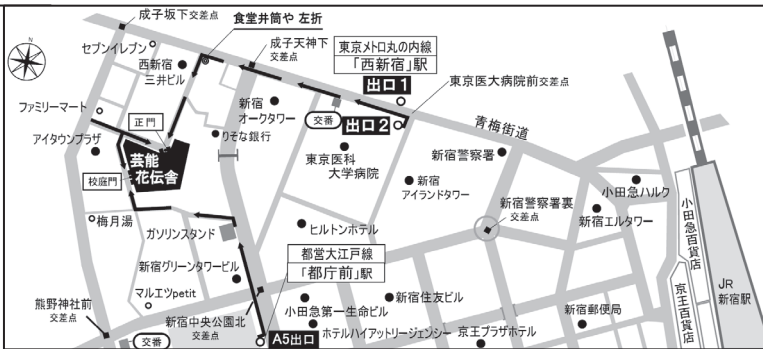
制 作：社団法人日本芸能実演家団体協議会

芸団協
GEIYAKAI

芸能花伝舎のご案内(旧新宿区立淀橋第三小学校)

〒160-8374 東京都新宿区西新宿 6-12-30

- 丸ノ内線「西新宿」徒歩約6分
- 都営大江戸線「都庁前」A5出口徒歩約7分
- 「新宿駅」西口から徒歩 約 15 分



▼芸能花伝舎とは

2005年11月、新宿区と(社)芸団協が文化協定を結び、旧新宿区立淀橋第三小学校(1997年閉校)を活用した芸能拠点が「芸能花伝舎」です。11の創造スペース(稽古場)を持ち、舞台などの稽古利用を中心に、最近ではテレビ・映画・CMなどの撮影にも利用されています。また、どなたでもご利用いただけるスペースのご用意もあります。創造スペースのほかにも、芸能に関する団体の事務所や、新国立劇場の演劇研修所(NNTドラマスタジオ)が入居しており、演劇、音楽、舞踊、演芸などさまざまな芸能分野の関係者が集い交流する、芸能文化のための総合的な拠点です。

「芸術団体のための税務入門セミナー」申し込みフォーム

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

FAX...申込みフォームに必要事項を記入し、切り取らずにそのまま送信して下さい。

メール...申込みフォームと同様の必要事項をお知らせ下さい。

(社)芸団協・芸能文化振興部

FAX 03-5909-3061

E-メール seminar@geidankyo.or.jp

お電話でのお申し込みは受け付けておりませんので、FAX または Eメールにてお願いいたします。
お申込み締切りは、前日まで受付いたしますが、会場の都合上、定員に達しご希望に添えない場合は、その旨ご連絡いたします。参加費のお支払いは、セミナー当日にお願いいたします。
お願い：やむを得ない理由でご欠席される場合には、必ずご連絡をください。

FAX申し込みの場合は以下ご記入ください。

お名前	(ふりがな)	〒	ご住所
E-mail		電話	FAX
ご所属	※職域・役職もお書きください		

上記にご記入いただいた情報は、本講座を実施するために必要な連絡等に使用すると同時に、参加者名簿(記録用、当日運用)の作成や今後の芸団協からの各種情報提供に使用いたします。個人情報の取扱いについては、法令そのほかの規範を遵守し、安全に管理・保管し、上記の目的以外には使用いたしません。

平成23年度文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」

主催：文化庁 制作：社団法人日本芸能実演家団体協議会〔芸団協〕

◎お問合せ・資料請求



社団法人日本芸能実演家団体協議会 芸能文化振興部 研修・教育課

〒160-8374 東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 2 F <http://www.geidankyo.or.jp/>
TEL:03-5909-3060 FAX:03-5909-3061 Email:seminar@geidankyo.or.jp